

幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

保育の必要性
の認定事由に
該当する子供

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いて
いる家庭など

保育（2号認定）

利用

幼稚園、保育所、
認定こども園、
就学前障害児の発達支援

無償

（幼稚園は月額2.57万円まで）

利用

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え、
月額1.13万円まで無償

利用
（複数利用）

認可外保育施設、
一時預かり事業など

月額3.7万円まで無償

複数利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

（幼稚園は月額2.57万円まで）



3歳～5歳

〔上記以外〕

- ・専業主婦（夫）
家庭 など

教育（1号認定）

利用

幼稚園、認定こども園（1号）、
就学前障害児の発達支援

無償

（幼稚園は月額2.57万円まで）

複数利用

幼稚園、
認定こども園（1号）

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

（幼稚園は月額2.57万円まで）

※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により、無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、御船町から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。